

憲法守り生かす気迫の討論

笠井議員の発言、会場を圧倒

衆院憲法審査会

衆議院憲法審査会は13日午前、これまでの「章ごとの検証」や改憲手続法の「3つの宿題」の検討などを終え、総括的な自由討議がおこなわれました。

自民党は同党の改憲案（2012年4月発表）の説明をおこない、公明党は「加憲」といいながら9条を含め、ほとんどすべての条項について同党内で改変の議論を重ねていることを発言、維新の会は改憲のスピード感を持って進めること強調しました。民主党も「96条改憲には異論があるが、未来志向の憲法めざす憲法対話を」とのべるなど各党がそれぞれの改憲方針を発言しました。

これに対し日本共産党の笠井亮議員は、96条改憲の策動が自民党内や改憲を主張する陣営からも反対の声が上り、なにより国民世論の反撃が強いことを示しました。国民は改憲を望んでおらず、今必要なことは憲法を現状にあわせるのではなく、憲法をいかすことであることを強調しました。【発言全文は別掲】

笠井議員の憲法を守り生かす気迫のこもった発言は審査会会場を圧倒。96条問題での古賀誠元自民党幹事長発言の紹介の部分に自民党議員席からバツの悪さを示す仕草があったほかは、与野党議員挙げて聞き入り、傍聴席では身を乗り出して聴く傍聴者や涙ぐむ人もいました。

一巡した後の討論で、船田議員（自民党）が、憲法審査会では今後、改憲原案作成作業に入りたいなどと発言、すかさず笠井議員が手続法の前提も条件も崩れているのに唐突な発言は許されないこと、手続法は廃止が筋であることなどと批判。船田議員は「自由討議なので」と言い訳する一幕もありました。

また討論で河野太郎議員（自民党）は、国や権力をしばるという憲法の前提を崩してはならないこと、24条に関連して家族の助け合いという道徳上の問題を憲法に書き込むのは反対であることを発言、笠井議員は賛意を示しました。

【憲法審査会（6月13日）での笠井亮議員（日本共産党）の発言】

笠井議員の了解を得て全文を紹介します。

自由討議における意見表明

2013年6月13日 笠井 亮

今通常国会の審議を振り返って、いくつか意見をのべます。

この国会では、「憲法 96 条改定を先行させる」、「これを参院選の争点にする」などという発言が、安倍総理をはじめ、改憲を主張する政党・委員から繰り返しなされたことが特徴でした。

これに対して、「憲法が憲法でなくなる」「邪道だ」という批判が、改憲の立場の人々からも出てくるなど、立場の違いを超えて広くわきおこりました。世論調査でも、改定反対が急速に増え、いまや相次いで過半数となっているのであります。

なぜか。これは、単なる「手続き」論でないからです。審査会でも述べたとおり、主権者である国民が、その人権を保障するために、憲法によって国家権力を縛る。そのために改憲発議の要件も、ときの権力者が都合のいいように、簡単に憲法を変えることができないようにされているのであります。

憲法改正の発議要件を緩和し、一般の法律並みにしてしまうことは、立憲主義を根底から否定するものだ。主権者国民自身が、そのことをいま、声を大にしてあげているのです。

自民党の古賀誠元幹事長が、わが党の「しんぶん赤旗」のインタビューに応じ、96 条改定は、「絶対にやるべきではない」と強く反対の意を表明されたことが、大きく注目されています。

古賀氏は、「憲法はわが国の最高法規。他の法規を扱う基準と違うのは当然」と強調し、「平和主義、主権在民、基本的人権という崇高な精神は尊重しなければならない」、「なかでも平和主義は『世界遺産』に匹敵する」と評価しています。戦争を知る世代の重い言葉として、感銘をもって受け止められています。

5 月 23 日には憲法や政治などの有力な研究者が発起人となって「96 条の会」も発足し、宗教者の間でも、仏教、キリスト教など宗派、教派を超えて共同が広がっています。“96 条改定反対、9 条守れ”の署名も、数十万規模で集められています。

わが党は、96 条改定反対の一点で、一致するすべての政党、団体、個人との共同を広げ、国民的な力で、このたくらみを断念に追い込むため、力を尽くすものであります。

今国会での 8 回にわたる日本国憲法の「検証」に、わが党は、現行憲法の諸原則に照らして現実がどうなっているかを徹底的に検証する立場で臨んできました。

これに対して、改憲を唱える政党や委員からは、「憲法制定後、1 度も変えていない」、「時代に合わなくなっている」などと、条章毎に繰り返し改憲の主張が述べられました。そうしたなかで、都議選、参院選を目前にしたいま、国民の世論はどうか。

例えば、NHK が発表した直近の世論調査でも、憲法を「改正する必要があると思う」が 27% に対し、「必要ない」は 31%、「どちらともいえない」が 34%で、2/3 が改正は必要といっていない。

従来、抽象的に改憲に賛成か、反対かを問えば、賛成が反対を上回ることはありましたが、それがいまや逆転しています。国会で、具体的に改憲が声高に主張されればされるほど、国民は改憲の必要なしとの意思表示をしているのであります。

憲法「検証」のなかで、繰り返し強調してきたように、日本国憲法の先駆性は 9 条はもちろんですが、生存権を定めた 25 条、幸福追求権をうたう 13 条をはじめ、憲法は 30 条にわたって、世界でも先駆的で豊かな人権条項を持っています。

憲法が「時代に合わない」のではなく、憲法のこうした先駆的原則を踏みにじり続けてき

た歴代政権の政治こそ、「時代遅れ」になっているのです。この憲法を守り抜くとともに、現実の政治に生かすことこそが、国民的な要請なのであります。

本審査会では、「北朝鮮や中国との関係を考えても憲法の改定が必要」という主張も出されました。

しかし、北朝鮮の問題にしても、中国との領土問題などにしても、何よりも求められるのは道理に立った外交交渉によって解決をはかることであります。

北朝鮮問題の解決にあたっては、核、ミサイル、拉致、過去の清算などの両国間の諸懸案を、日朝平壤宣言にもとづき包括的に解決すること、「6カ国協議」を再開し、この枠組みを地域の安定と平和の機構にしていくことが必要です。

尖閣諸島周辺の日本領海内での中国の監視船の航行や航空機による領空侵犯は許されません。力によって日本の実効支配を脅かす動きは国際法上認められない行為です。この問題では、日中双方が、領土に関わる紛争問題の存在を認め、冷静な外交交渉による解決をはかるとともに、現状を変更する物理的対応、軍事的対応を、きびしく自制し、両国の経済関係、人的・文化的交流に影響をあたえないよう努力をはかることであります。

もっぱら「力対力」の立場から、これらの問題を軍事力の強化、軍事同盟強化、憲法9条改悪に利用するというのは、日本国民を危険にさらす最悪な姿勢だといわなければなりません。

「紛争を戦争にしない」「紛争の対話による解決」は、いま世界が真剣に取り組んでいる課題です。東南アジア諸国連合（ASEAN）の国々では、軍事に頼らない「平和的安全保障」の考え方をとりいれ、それを実践しています。このASEAN方式を北東アジアにも広げようというのがわが党の提案です。

その際、もっとも力強いよりどころとなるのが憲法9条です。

9条改憲反対の世論は多数であり、「九条の会」は全国に7500もつくられています。9条を生かした平和外交でこそ、アジアと世界の平和に貢献する日本にできると確信するものです。

いま、国民は改憲を望んでいません。国民からかけ離れた改憲議論を本審査会ではきっぱりやめるべきです。

わが党は、憲法の前文も含む全条項を厳格に守り、憲法の平和・人権・民主主義の諸原則を国政の各分野に生かす。この立場で全力をあげるものです。以上、意見表明とします。